

生物多様性分野における気候変動への適応について

当面の具体的取組

考慮すべき気候変動の影響の長期的な展望を意識しつつ、これから 10 年程度の期間に行う適応策を整理するとの前提に立ち、生物多様性分野については、「基本的な考え方」を踏まえた対策の方向性を政府全体の適応計画に位置付けることが適当であり、また、政府の適応計画の内容を生物多様性国家戦略に反映していく必要がある。

なお、気候変動による生態系や生態系サービスの変化は、農業・林業・水産業や観光業などの各種産業、水環境・水資源、国民生活・都市生活などの他分野にも影響を与えることから、社会全体の影響を低減する上で生物多様性が保全されることが重要である。

➤ 適応計画に位置付ける適応策

政府全体の適応計画で位置付けるべき、次の 10 年間に実施する具体的な適応策としては、以下のようなものが考えられる。

1. 気候変動の影響が深刻化する前の段階で対応することが重要であることから、生態系や種の分布等の変化の状況をよりの確に把握するためモニタリングを拡充し、評価を行う。モニタリングは、気候変動の影響を検出し、対策に活かせるように設計する。わが国全体の生物多様性の現状を把握するとともに、特に影響が生じそうな地域や種、生物の逃避地になりうる地域を特定し、重点的なモニタリングを実施する。また、気候変動による生物多様性及び生態系サービスへの影響について把握するための調査・研究を推進するとともに、人材の確保・育成にも努める。
2. 気候変動による影響を低減するために健全な生態系を保全・再生する。このため、気候変動以外のストレス（開発、環境汚染、過剰利用、外来種の侵入等）を引き続き低減することに取り組む。また、生物が移動・分散する経路を確保するのみならず、野生生物の生息・生育空間の確保、良好な景観や人と自然とのふれあいの場の提供、都市環境や水環境の改善、国土の保全などの多面的な機能の発揮が期待される生態系ネットワークの形成を進め、その効果等についても把握に努める。さらに、必要に応じて、劣化した生態系を再生する。
3. 保護地域や種の保存における適応策の実施に関する具体的な方針、手法、技術を開発するための調査・検討を実施する。国立公園等の保護地域において、モデル的に、気候変動の影響を把握し、適応策を検討・実施するための体制構築を行うとともに、その結果をもとに、必要に応じて具体的な適応策に取り組む。
4. 気候変動による生物多様性への影響や適応策の計画・実施方法等に関する研究と技術開発の進展、関連する知見や事例の集積等の状況を踏まえ、必要に応じて、環境影響評価のあり方の検討や事業者への情報提供を行う。
5. 気候変動に適応する際の戦略の一部として、生態系を活用した適応策を推進する。このため、調査研究により、生態系を活用した適応策に関する知見や事例、機能評価手法等を収集し、生態系の有する機能の評価を行う。さらに、効果が期待されるものから順応的に取組を進める。
6. 気候変動と生物多様性及び生態系サービスの関係に係る情報の共有と普及啓発の実施や人材の確保・育成を行う。

➤ 生物多様性国家戦略の要素

政府全体の適応計画における記載を踏まえ、生物多様性国家戦略 2012-2020 の記載をより具体化する要素として下記の事項が挙げられる。

(既に盛り込まれている項目)

1. 影響が各地で大きな問題となる以前の現段階から調査研究と合意形成
2. 地球温暖化の影響を含むモニタリングの充実
3. 気候変動などの環境の変化への順応性が高い生態系ネットワークのあり方や健全な生態系を保全・再生する上での留意点など生物多様性の保全施策の立場からの適応方策についての検討及び調査・研究
4. 地球温暖化の影響を強めてしまう地球温暖化以外の要因をできるだけ取り除くという考え方のもと、保護地域の設定、希少種の保護増殖、外来種対策などの充実を通じて、地球温暖化にも対応できる健全な生態系の確保

(具体化のために必要な要素)

1. モニタリングを含めた適応策を担う人材の確保・育成
2. 生態系を活用した防災・減災、暑熱対策等の適応策の推進
3. 他分野の適応策による正の影響の最大化と負の影響の回避・最小化
4. 気候変動と生物多様性及び生態系サービスの関係に係る情報の共有と普及啓発の実施

➤ 具体的な事業のイメージ

今後数年間で推進すべき事業として以下が挙げられる。

1. 全国レベルでの現在の生態系の状態の把握のためのモニタリングの拡充、評価
2. 気候変動による生物多様性及び生態系サービスへの影響について全国レベルでの把握・評価するための手法検討・研究の推進
3. 特に影響が生じそうな地域や種、生物の逃避地になりうる地域の抽出のための方針・手法の検討、それらに基づく抽出並びにそれらの地域における重点的なモニタリング及び影響評価の実施
4. 国立公園等の保護地域内で高山・湿地など生態系のタイプ別に影響評価のための調査・シミュレーション等を行うモデル事業を実施。重点的なモニタリングを行うとともに、管理に係る計画の策定・見直しにおいて、気候変動の影響を考慮し、適応に関する合意形成を行い、管理運営の方針に反映するための体制づくりの推進
5. 地方公共団体等においてモニタリング、影響評価、適応計画策定、適応策の実施を行う際の基本的考え方や事例等のとりまとめ
6. 気候変動による生物多様性への影響や適応策の計画・実施方法等に関する研究と技術開発の進展、関連する知見や事例の集積等の状況を踏まえ、必要に応じて、環境影響評価のあり方の検討
7. 生態系を活用した適応策（防災・減災、暑熱対策等）に関する調査研究の実施、関連する知見や事例、機能評価手法等のとりまとめ
8. 気候変動による生物多様性への影響、その適応策等について、行政担当者、地方公共団体、地域住民、NGO・NPO、専門家等への情報提供、普及啓発